

ウクライナ侵攻を受けた「学生・研究者の特別受入れプログラム」 の実施にともなうご支援をお願いします

秋田大学では、ロシアによるウクライナへの武力侵攻により、学ぶ場や研究する場を安全に確保することができなくなった多くの学生及び研究者の方々に対し、何らかの人道的な支援が出来ないか検討してまいりましたが、このたび、修学や研究活動を継続することが困難となった学生及び研究者を一時的に秋田大学に受け入れ、修学や研究活動の環境を提供するプログラムを開始することといたしました。このプログラムでは、受け入れた学生・研究者の住居支援、生活支援に加え、渡航費用や生活支援金の支給等経済的な支援についても実施することとしております。

これらの取り組みは、秋田大学みらい創造基金に寄せられた皆様方からのご寄附等を活用させていただき実施したいと考えておりますので、本趣旨をご理解いただき、ウクライナの学生・研究者の受け入れを行うため、皆様方の温かいご支援を賜りますようお願いいたします。

募 集 概 要

基金名称 秋田大学みらい創造基金 「一般基金」 及び 「修学支援事業寄附金」
※ご寄附の際にいずれかを選択してください。

		一般基金	修学支援事業寄附金
使用目的		学生及び研究者への教育・研究等に関する全面的な支援に使用	経済的困窮学生への支援のため のみに使用
税制上の 優遇措置	個人	所得控除	所得控除または税額控除を選択 できます
	法人	全額損金算入として認められます	

寄附申込み方法は裏面をご覧ください。

お申込・払込方法

振込による寄附

秋田大学みらい創造基金ホームページの申込フォームによりお申込みいただくか、みらい創造基金事務室へ電話でご連絡願います。折り返し専用の払込用紙を郵送いたします。

※秋田銀行、ゆうちょ銀行窓口からのお振り込みの場合、手数料は本学で負担します。

クレジットカードによる寄附

秋田大学みらい創造基金ホームページから申込手続きをお願いいたします。



スマートフォンからの利用も可能です。

寄附目的は「一般基金」又は「修学支援事業寄附金」を選択して下さい。

ご寄附への謝意・税制上の優遇措置について

ご寄附いただいた皆様のお名前（希望者のみ）を本学ホームページ及び広報誌に掲載するほか、ご寄附の金額に応じて広報誌の送付・銘板の掲出等の謝意をご用意しております。

また、「秋田大学みらい創造基金」へのご寄附については、所得税法の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

個人からのご寄付については、「**一般基金**」では「所得控除」を、「**修学支援事業寄附金**」では「所得控除」「税額控除」のいずれか有利な控除方法をお選びいただけます。詳細はみらい創造基金ホームページをご覧ください。

お問い合わせ
お申込

秋田大学みらい創造基金事務室（秘書課内）

〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号
電話 018-889-3266 FAX 018-889-3037 E-mail kikin@jimu.akita-u.ac.jp
HP https://www.akita-u.ac.jp/honbu/ed_fund/index.html

